

審査項目	配点	評価内容	配点内訳	(採点)										採点	係数	採点結果
				悪い・不適当 ← 普通 → 良い・適当												
1 法人の状況について	70													—		
(1) 財務状況	10	財務状況は良好か。	5	1	2	3	4	5							×1.0	
		法人税等の滞納はないか。	5	1	2	3	4	5							×1.0	
(2) 職員育成	12	人権に関する研修を実施しているか。	4	1	2	3	4	5							×0.8	
		専門性等の向上のための研修を実施しているか。	4	1	2	3	4	5							×0.8	
		研修計画の内容は適切であるか。	4	1	2	3	4	5							×0.8	
(3) 監査結果等	18	サービス事業所に対する指導監査等の結果は良好か。	5	1	2	3	4	5							×1.0	
		業務・財務に関する監査結果は良好か。	5	1	2	3	4	5							×1.0	
		障害者雇用の取組状況は良好か。	4	1	2	3	4	5							×0.8	
		職員の定着は良好か。	4	1	2	3	4	5							×0.8	
(4) 知的障害者を対象とした生活介護事業等の運営実績	20	現在運営している知的障害者を対象とした生活介護事業等があるか。	5	1	2	3	4	5							×1.0	
		運営している生活介護事業等の運営実績は良好か。*運営している施設がない場合は0点	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		利用者の権利擁護の取組内容は適切か。	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.5	
(5) 市内設立法人等であるか	10	地域住民(本市民)を主体とした福祉サービス実施等のために、地域住民を中心に設立された法人であるか。	10	なし	0	市外設立だが本市内で事業実施中		5	あり					×1.0		
2 事業計画について	90													—		
(1) 施設運営について	70	施設運営に関する基本的な考え方は適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		具体的な事業計画の内容は適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		職員配置の内容は適正か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		地域生活移行についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		地域の関係機関との連携等について、その取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		自閉症に特徴的とされる課題に対する提案や個々の自閉症の方への具体的な支援の取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
		地域の知的障害者への相談支援等についての取組は実行性があり、期待が持てるか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
(2) 自主事業について	20	利用者等のニーズを踏まえたものであるか。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.4	
		具体的な事業計画の内容は適切か。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.4	
		職員配置の内容は適正か。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.4	
		収支計画は適切か。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.4	
		計画は全体として実行性があり、期待が持てるか。	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×0.4	
3 収支計画について	40													—		
(1) 支出に関する計画	10	支出の見込みは実行性があり、適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
(2) 収入に関する計画	10	収入の見込みは実行性があり、適切か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
(3) 人件費について	10	人件費の積算は適当か。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
(4) 事務事業費等について	10	事務事業費の積算は適当、かつ、むだがないか。	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		×1.0	
小計	200		200													
4 管理運営の実績について	+15~ -10		+15~ -10	不良	良好(協定の下限を維持)	優秀	極めて優秀						—			
管理運営の実績	+15~ -10	管理運営の実績はどうか。(加点・減点で配点) *現指定管理者のみの評価基準	+15~ -10	-10	0	10	15							×1.0		
合計	215		215													

<選定方法>

- 1 選定委員会の各委員ごとに、この選定基準による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
 - 2 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
 - 3 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。
- *応募団体が1団体であった場合の対応
- 選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。